

## 工事請負契約約款の改正について

令和2年4月1日に施行される「民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）」に対応するため、工事請負契約約款を改正しましたので、次のとおり概要をお知らせします。

### 1 契約保証について（第4条）

工事に付す契約保証については、受注者の破産管財人、管財人及び再生債務者等により契約が解除された場合においても保証されるものでなければならない旨規定した。

### 2 譲渡制限特約について（第5条）

受注者の債権等の譲渡を制限する規定（原則禁止）は維持。そのうえで、受注者が施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、原則、債権譲渡を承諾しなければならない規定を追加した。

また、受注者は、債権を譲渡して得た資金を、当該工事の施工以外に使用してはならず、その用途を疎明しなければならない規定を追加した。

### 3 契約不適合責任について（第44条）

「瑕疵」の文言を「種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（契約不適合）」に改めた。

また、瑕疵（契約不適合）があった場合に、発注者の権利として「修補請求」、「損害賠償請求」又は「修補と併せた損害賠償請求」を可能としていたが、改正後は、「履行の追完請求」を可能とし、催告しても履行の追完がない場合又は追完不能である場合などに、「代金の減額請求」を可能とした。

### 4 発注者の契約解除権について（第46条、第47条、第48条）

発注者の解除権について、「催告による解除」と「催告によらない解除」に分けて規定した。

催告解除については、発注者が受注者に対し、相当の期間を定めて履行の催告をし、期間内に履行がない場合に解除できるが、内容が軽微であるときは、解除することはできない。

無催告解除については、解除事由に該当すれば、直ちに解除できる旨規定した。

また、いずれの契約の解除についても、発注者に帰責事由がある場合は解除できない旨規定したほか、解除にあたり受注者の帰責事由を不要とした。

### 5 受注者の契約解除権について（第50条、第51条、第52条）

受注者の解除権についても、「催告による解除」と「催告によらない解除」に分けて規

定した。

催告解除については、発注者に契約違反があれば、受注者は、相当の期間を定めて履行を催告し、期間内に履行がなければ解除できるが、内容が軽微であれば解除できない。

無催告解除については、①請負代金額の3分の2以上の減額、②全体工期の過半が中止となった場合のいずれかに該当したときは、直ちに契約解除できる旨規定した。

なお、いずれの契約の解除についても、受注者に帰責事由がある場合は解除できない旨規定した。

#### 6 解除に伴う措置について（第53条）

これまで規定していた解除に伴う措置について、工事の完成前に解除された場合に改め、工事の完成後の解除については、民法の規定により受発注者が協議して決める旨追加した。

#### 7 発注者の損害賠償請求権について（第54条）

発注者が受注者に対し、損害賠償請求できる事由を①工期内完成不能、②工事目的物の契約不適合、③工事完成後の発注者の解除権による契約解除、④債務不履行又は履行不能とした。

また、工事完成前の発注者の解除権による契約解除又は受注者の債務の履行拒否若しくは履行不能があった場合は、損害賠償に代えて違約金の支払いを義務付ける旨規定した。

なお、損害賠償及び違約金の規定については、受注者に帰責事由がない場合は適用しないこととした。

#### 8 受注者の損害賠償請求権について（第55条）

受注者が発注者に対し、損害賠償請求できる事由については、①受注者の解除権による契約解除、②債務不履行又は履行不能とした。

なお、損害賠償請求権については、受注者に帰責事由がない場合は適用しないこととした。

#### 9 契約不適合責任の担保期間について（第56条）

契約不適合責任期間について、目的物の性質にかかわらず、引渡しを受けた日から、原則2年以内とした。

設備機器本体等の契約不適合については、上記にかかわらず、検査後、直ちに履行の追完請求をしなければ受注者は責任を負わないこととし、一般的な注意の下で発見できなかったものについては、原則1年が経過するまでは請求等（履行の追完請求、損害賠償請求、代金減額請求又は契約解除）をすることができることとした。

なお、請求等については、発注者が根拠等を示し、受注者に対し責任を問う意思を明確に告げることで行い、上記期間内に契約不適合を通知すれば、通知の日から1年が経過するまでに請求等を行えば、契約不適合期間内の請求等とみなすこととした。

また、民法の消滅時効の範囲内で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる旨明示したほか、受注者の故意又は重過失による契約不適合については、これらの期間を適用せず、民法の規定によることとした。

その他、民法第637条第1項の規定（不適合の事実を知った時から1年以内に通知しなければ請求等を行うことができない）は、契約不適合責任期間については適用しない旨規定した。

10 業務委託契約約款について

工事請負契約約款と条項は異なるが、上記2から5及び7、8について改正した。

11 今後の予定

建設業法の一部改正（令和元年6月12日法律第30号）の施行に伴う約款の改正について、適宜実施する予定

以上